

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	18 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から46年3月まで  
② 昭和52年1月から同年3月まで

私は、昭和42年2月ごろに夫と自分の国民年金の加入手続をし、茶色っぽい国民年金手帳をもらった。当初、国民年金保険料は、経営していた店を訪れる男性の集金人に夫婦二人分を納付していた。国民年金手帳は集金人に預けていたが、ある時、集金人が国民年金手帳を紛失しトラブルになったため、その後は市役所で納付するようになった。

夫婦二人分の国民年金保険料を未納がないように納付してきたので、申立期間の未納記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②(3か月)については、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしており、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、当該期間の前の69か月、後の336か月の申立人の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間の前後を通じて、申立人に転居等の生活状況の大きな変化は無く、国民年金保険料の納付が困難となるような事情はうかがえない。

2 一方、申立期間①(36か月)については、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料は未納となっている。

また、申立人に係る市の被保険者名簿の申立期間の欄には、「市名簿社保旧台帳 ともに未納」との記載があり、市が当該名簿を改訂する際に、当時の資料により当該期間の国民年金保険料が未納であったことを確認してい

たことがうかがえる。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年7月までの期間及び51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年8月まで  
② 昭和44年2月から45年4月まで  
③ 昭和47年9月から48年7月まで  
④ 昭和51年3月

昭和53年ごろ、市役所から国民年金の救済の方法があるがどうしますかとの電話連絡があり、相当の年月と金額を記載した納付書が届き、銀行の窓口において過去の保険料を一括して納付したが、年金受給年齢に達したときに社会保険事務所で確認すると、その納付した期間のところが未納となり納得できない。

また、市及び社会保険事務所によると、いったん納付した国民年金保険料の一部が還付済みとのことであるが、還付を受けた記憶も理由も無く、未加入期間となっていることにも納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間③の一部である昭和48年4月から同年7月までの期間及び申立期間④については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者特殊台帳によると、当初現年度納付されていたものの、国民年金被保険者の資格取得日及び喪失日の訂正が58年7月23日に処理されたことに伴い、当該国民年金保険料が還付されたこととなっているが、国民年金に任意加入した日が訂正されているなど、当該期間の保険料を還付した明確な根拠は見当たらない。

また、社会保険事務所には還付整理簿が保管されておらず、当該期間における国民年金保険料をどのような方法により還付したのか不明であるとしてお

り、申立人に対して当該期間に係る保険料の還付処理が行われたと判断することは困難である。

一方、申立期間①及び②並びに③の一部である昭和47年9月から48年3月までの期間については、申立人は過去にさかのぼって保険料を納付したとしているが、納付した金額の記憶が曖昧である上、社会保険庁のオンライン記録上、当該期間は未加入期間となっており、申立人に対して納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和48年9月であり、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も無い上、申立人には当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年7月までの期間及び51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から40年3月まで

私の母が、私の国民年金の加入手続をして、私の国民年金保険料を納付していた。また、時期は覚えていないが、市役所の職員に、国民年金保険料の納付について、未納期間は無いと言われていたのに、未納期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に到達するまで、申立期間を除く国民年金加入期間（455か月）の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間の国民年金保険料は未納となっているが、市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、納付記録の管理に不備がみられる。

さらに、申立人は、昭和50年12月29日に第二回特例納付により、46年12月から47年3月までの4か月分の保険料をさかのぼって納付しており、仮に申立期間の保険料が50年12月の時点で未納であった場合には、申立人が申立期間の保険料を未納のままに放置していたとは考え難く、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年3月まで  
② 昭和43年4月から48年3月まで

私は昭和42年に結婚したが、結婚までの国民年金については、父親が加入手続きを行ってくれた上で、両親の国民年金保険料とともに、私の保険料も納付してくれていた。結婚後は、自身で集金人に保険料を納付していた。ところが、5年も未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、結婚するまでは父親が申立人の国民年金保険料を納付していたとしており、社会保険庁の記録によると、その父親は、申立人の母親とともに国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、未納無く保険料を納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険庁が管理する国民年金被保険者台帳及び市が管理する国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその母親は、同じ住所で年金記録の管理をされていたことが確認でき、申立人の結婚前の国民年金保険料について、父親が納付していたとする申立人の主張に信憑<sup>びよう</sup>性がうかがえる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の結婚前の国民年金手帳記号番号は昭和42年7月31日に払い出されており、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は、毎月集金人に国民年金保険料を現金で納付したとしているが、市によると、昭和47年度までの国民年金保険料の収納方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式による納付であった

としており、申立人の主張と一致しないなど、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、戸籍の附票によると、申立人は、昭和42年11月から43年3月までの間に、市内を3回転居していることが確認でき、市が保管する申立人の被保険者名簿を見ると、国民年金被保険者としての住所は、42年12月11日に住所変更が行われた以降、居所不明となったことが確認でき、この頃から、市の集金人は、居所不明のため、申立人宅を訪問できなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から52年3月まで

私の母親は夫を早く亡くし、遺族年金を受給していたので、年金のありがたさが身にしみていたとし、私によく「国民年金をかけろ」と言っていたが、そのころは、国民年金への加入は考えていなかった。

ところが、結婚して2、3年後、母親と妻の勧めもあって、国民年金に加入することとし、母親がA町集会所で手続を行ってくれた。その後間もなく、母親が過去の保険料をさかのぼって一括で納付できることをどこかで聞いて、さらにその保険料の約20万円のお金も工面して、同集会所で納付してくれた。

このおかげで、国民年金に加入していた全期間の保険料を納めたはずなのに、ねんきん特別便により、申立期間について一括納付した記録が無いことを知って大変驚いている。調査して未納とされている年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その母親が昭和53年から54年ごろにA町集会所で過去の保険料をさかのぼって一括で納付したとしているところ、このうち53年7月以降は特例納付の実施期間である上、市によると、当時、同集会所において、特例納付が可能であったとしており、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立人の母親が納付したとする金額も申立期間を特例納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成4年9月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年6月から同年8月までの標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月30日から同年9月1日まで

雇用保険の離職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日が違うので申し立てました。会社は社長と二人だけでした。私の仕事は、社長とも連絡のつかない状態でした。給料の支払いはほとんど遅れ気味だったので退職しました。離職票、源泉徴収票は後日郵送されてきました。勤務したとおりの年金の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、平成3年9月1日から4年8月31日まで、A社に勤務していたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、同年6月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、平成4年6月30日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がさかのぼって5年2月25日に行われており、かつ、同日に、申立人についても、4年10月1日付けの標準報酬月額変更記録が取り消されていることから、同年6月30日において、同社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に厚生年金保険被保険者資格の喪失の処理をする合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年9月1日であると認められる。

また、平成4年6月から同年8月までの標準報酬月額については、同年5月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年1月16日から同年2月16日までの期間については、事業主は、申立人が同年1月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年2月16日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月ごろから同年2月ごろまで  
② 昭和41年4月4日から同年11月9日まで  
③ 昭和41年11月10日から42年1月1日まで

私は、A社（現在は、B社）とC社に係る脱退手当金について請求したことに間違いは無いが、D社に係る脱退手当金は、請求した覚えも受け取った覚えも無いのに、社会保険事務所から支給済みと言われたことに納得できない。

また、B社の後に勤めたE社とD社の後に勤めたF社の記録が漏れているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険事務所が保管するG社に係る厚生年金保険被保険者原票の中に、申立人の旧姓と同姓同名かつ同じ生年月日であり、申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（昭和40年1月16日から同年2月16日まで）が確認できた。

また、申立人は、当該期間においてH市内に所在するE社（現在は、I社）に勤務していたと主張しているところ、I社によると、当該期間に同市内に事業所を設置したことは無いとしているものの、E社が所在していたと申立人が記憶する地域に現存する事業所によると、「申立人が記憶する所在地に

あった事業所はE社ではなく、同社の下請業務を行っていたG社であったと思う。」としており、上記の未統合期間において申立人がG社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立期間②について、申立人は、A社及びC社に係る脱退手当金については、C社を退職した際に一緒に請求したが、D社に係る脱退手当金については請求した覚えが無いとしている。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、i) A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年10月9日に、J社及びA社に係る被保険者期間の脱退手当金として、支給月数及び支給額に誤りなく支給されていること、ii) C社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の44年9月30日に、D社及びC社に係る被保険者期間の脱退手当金として、支給月数及び支給額に誤りなく支給されていることがそれぞれ確認できる。

また、社会保険事務所が保管する昭和44年9月30日に支給された脱退手当金に係る裁定請求書を見ると、事業所名欄にはC社のみの記載しか確認できないものの、社会保険庁の記録によると、申立人の同社における厚生年金保険記号番号は、D社に勤務する際に払い出された厚生年金保険記号番号と同一の記号番号であることが確認でき、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理においては、両事業所における被保険者期間に基づき支給決定がなされていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する脱退手当金の支給に伴う領収書においても、両事業所における被保険者期間に基づき計算された支給金額の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、昭和41年11月10日から42年1月1日までの間、F社に継続して勤務し、同社には、同社に勤務する直前まで勤務していたD社の元同僚と一緒に就職したとしているが、当該元同僚によると、「申立人の記憶は無く、F社に勤務した記憶も無い。」としており、社会保険庁の記録においても、当該元同僚に係る同社における厚生年金保険の加入記録は確認できないなど、申立人の主張と異なる。

また、F社によると、申立期間③当時の事業主は既に亡くなっており、当時のことは不明であるとしており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、申立期間③当時にF社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員5人から聞き取りを行ったが、すべての者が、「申立人を記憶し

ていない。」としており、申立人が申立期間③において同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

加えて、F社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立期間中に新たに厚生年金保険被保険者資格を取得した者は確認できない。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和43年4月1日にA社に入社後、49年6月30日に退職するまでの間、同社で継続勤務しており、私が所持している当時の給与明細書を見ると、49年6月分の給与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月1日から49年6月30日までの間、A社に継続して勤務していたとしているところ、申立人が記憶する4人の元同僚は、申立人が49年6月30日まで勤務していたことをそれぞれ証言しており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の元経理課長によると、同社の給与については、前月21日から当月20日までのものを当月25日に支給し、社会保険料の控除も当月分の給与から控除していたとしており、申立人が所持する昭和49年6月分の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和49年6

月分の給与明細書に記載された控除額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の書類が残っていないため不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和49年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの期間を26万円、同年4月から6年10月までの期間を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から11年7月まで

ねんきん特別便を見て、A社で勤務していた当時の給料と標準報酬が違っていると思った。事業主を信頼していたが、社会保険事務所に記録照会をしたところ、やはり違っていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持している給料支払明細書の社会保険料控除額欄には、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担額の合計額が記入されており、厚生年金保険料控除額が明記されていないが、平成3年4月分の同明細書には雇用保険料とその他の社会保険料が分けて記載されていることから、これを参考に申立期間の厚生年金保険料控除額を試算すると、申立人は、申立期間のうち、3年4月から6年10月までの期間については、A社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されていることが確認できる。また、控除された保険料額に基づく

標準報酬月額は、当該期間に係る申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額より低いことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの期間を26万円、同年4月から6年10月までの期間を28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のうち、平成3年4月から6年10月までの期間について、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う3年4月から6年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和62年6月から63年9月までの期間を15万円、平成5年10月から6年9月までの期間を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月5日から平成19年1月1日まで

私は、A社に勤務していた。早出・残業、休日出勤が多く、報酬も多かったと思ったが、その割に年金額が少ないと思い、報酬月額の確認をしたところ、実際にもらっていた報酬とはかけ離れていることに気づいた。納得できないので、審査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給料支払明細書によると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年6月から63年9月までの期間及び平成5年10月から6年9月までの期間について、A社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されていることが確認できる。また、控除された保険料額に基づく標準報酬月額は、当該期間に係る申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額より低いことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確

認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から 63 年 9 月までの期間を 15 万円、平成 5 年 10 月から 6 年 9 月までの期間を 26 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から 63 年 9 月までの期間及び平成 5 年 10 月から 6 年 9 月までの期間について、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が当該期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う昭和 62 年 6 月から 63 年 9 月までの期間及び平成 5 年 10 月から 6 年 9 月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

当時、私は、両親、妻と同居していたが、私と父親は、特殊な仕事に就いていたこともあって、家計を取り仕切っていた母親は、将来のために国民年金には絶対加入するべきであると考えてくれていた。手続や国民年金保険料の納付については母親に任せていた。また、妻の保険料も母親が納付してくれていた。年金記録によると、妻の保険料が納付とされているのに、息子である私の保険料が未納とされているが、このようなことは考えられない。申立期間の当時は、生活にもかなりゆとりがあり、納付が滞っていたことは無い。自分と妻の二人分の保険料を3か月分ごとに集金人に現金で納付していた。主に母が納付していたが、妻も時々その場に同席していてそのことを覚えている。なお、昭和39年に養子縁組によって姓が変わったことも関係しているのではないかと。未納とされている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その母親が申立人とその妻の国民年金保険料を3か月分ごとに集金人に納付したとしているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の妻に係る同記号番号は、昭和39年6月に払い出されている一方で、申立人の同記号番号は、50年4月に払い出されている上、申立人が所持している領収書によると、46年4月分から49年3月分までの3年度分の保険料が一括して50年3月8日に納付されることが確認でき、このころに申立人の加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間は時効により保険料を現年度納付できない期間となる。

また、昭和 36 年 4 月ごろに申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は納付に関与しておらず、特例納付によるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から55年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から54年3月まで  
② 昭和54年4月から55年9月まで

私は、昭和43年12月に結婚し、しばらくしてから同居していた義父母が女性の集金人に勧められて、過去の未納分をさかのぼって納付した。そのときに集金人が私にも国民年金に入っておいたほうがいと勧めたので、私も国民年金に加入し、自宅に来た同じ女性の集金人に保険料を納めてきた。

平成20年にねんきん特別便を見て、昭和55年10月から加入した記録とされているが、49年には間違い無く保険料を納めていたのに、納付記録が無いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月に国民年金に加入し、集金人に保険料を納付していたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は55年11月に払い出されていることが確認できる上、申立人には、49年1月に国民年金に任意加入したとする具体的な記憶が無く、上記とは別の国民年金手帳記号番号が同年1月ごろに払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人については、昭和55年10月からの国民年金保険料が納付済みとなっていることが確認できることから、上記のとおり、同年11月の国民年金手帳記号番号の払い出しにより申立人の国民年金の任意加入手続が行われ、同時に保険料の納付が開始されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から52年6月まで

昭和41年の結婚直後から、父親に国民年金に加入するように強く勧められていた。私の年金記録では、国民年金に加入したのは52年7月とされているが、加入手続時はまだ子供がおらず、若さにあふれていたころで、その日は空が青く晴れわたり市役所までの道がとても快適に感じられたことを憶えている。第1子を出産したのは同年5月なので、7月に加入したとされることとは符合しない。

また、夫の昭和47年7月の給与明細書の備考欄に「7/2年金」と私が記載しているため、同年7月2日に加入手続を行ったはずである。

保険料の納付については、市役所へ2回か3回直接行き、半年若しくは1年分を家計の都合に合わせてまとめて納付していた。その度、2階の受付窓口とは別に机が設置され、太い柱を背に女性職員二人が立ったまま業務している姿を見て、「私以外に並んでいる人がいないのに、なぜ、立ったまま仕事をしているのだろう。」と不思議に思ったことを覚えている。保険料額は記憶に無いが、夫の期末手当を保険料に当てており、このことは夫もよく記憶している。加入手続を行った時の状況を詳細に覚えているため、昭和47年7月に加入手続を行っているはずである。よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月に加入手続を行ったとする記憶を有しているものの、i) 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年9月に払い出されていることが確認できること、ii) 同事務所が保管する国民年金被保険者原票において、同年7月2日に新規に任意加入した旨の記録がある上、同年6月の納付記録欄に「今月

迄不要」の押印が確認できること、iii) 申立人が所持する国民年金手帳において、同年7月2日に新規に任意加入した旨の記載が確認できることから、このころに加入手続が行われたものと推認される。

また、申立人が昭和47年7月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、任意加入の被保険者である申立人の場合、制度上、加入日前にさかのぼって当該期間の保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、その夫の昭和47年7月の給与明細書の備考欄に「7/2年金」と記載されていることから、同年7月2日に加入手続を行ったと主張しているが、同日は日曜日であり、加入手続が行われたとは考え難い。

加えて、申立人は、年金記録問題が発生する前の平成9年ごろから申立人の年金記録に誤りがあるとして、記録訂正を求める活動を行っていたことが確認できるものの、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年3月まで  
昭和36年1月、家事と習い事をするために会社を退職する私に、当時上司が「将来のために、20歳になったら、国民年金に必ず入りなさい。」と教えてくれた。その言葉に従い、20歳になった39年1月にA町にあった支所で国民年金の加入手続きを行い、自宅を訪れる集金人に国民年金保険料を納付していたのに、20歳以降の申立期間が未納となっていることを知らされた。納得できないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年1月に国民年金に加入し、集金人に申立期間の保険料を納付したとしているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、41年4月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続きが行われたものと推認される。したがって、申立人は申立期間の国民年金保険料を過年度納付することができるが、申立人には、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとする記憶は無い上、市によれば、過年度分の国民年金保険料を同市で収納することはなかったとしている。

また、昭和39年1月ごろに申立人が加入手続きを行い、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年10月まで

私は、昭和36年ごろ、A市に居住しているときに、主婦が国民年金に入ることができると思ったので、国民年金の加入手続を行った。保険料金額は多い方、少ない方の二種類があったので、老後のことを考えて多い方に入った。私は、国民年金保険料をどのように納付してきたかの記憶は定かではないが、同年4月から、国民年金保険料を納付してきたのにその記録が無いことには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろに、A市（現在は、B市）で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、同年2月24日に氏名及び生年月日が申立人と同一の者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、B市及び社会保険庁が管理する当該記号番号に係る記録では、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事実は確認できない。

また、申立人は、申立期間において複数回の転居を行っているが、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、金額及び転居時の手続並びに国民年金手帳に係る記憶が定かで無く、15年間の長期にわたる申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記とは別に、昭和51年12月19日にC区で払い出されていることが確認でき、同年11月からの国民年金保険料が納付済みとされている社会保険庁の記録と符合する。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から32年4月1日まで  
② 昭和34年4月1日から36年4月16日まで  
③ 昭和39年9月6日から同年10月7日まで

A社が経営するB店で勤務していた。申立期間①はC市内、申立期間②はD郡にある店だったが、いずれの期間も厚生年金保険の記録がおかしい。申立期間③については、E社を退職後すぐにF社に勤務したので、1か月の空白期間があることについて調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人がA社に入社した時に勤務していたと記憶する元同僚二人のうち一人について、同社における厚生年金保険の被保険者記録が当該期間中の昭和29年6月1日以降しか確認できない上、申立期間①当時、同社において被保険者記録のある者からは、申立人の当該期間当時の勤務状況について明確な証言を得ることができず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は申立期間①の後の昭和32年4月20日から34年3月31日までの期間においてA社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、同社の事業主が交代した30年9月まで経理を担当していた者は既に死亡しており供述を得ることができないものの、29年12月1日から30年8月1日まで同社において被保険者記録を確認できる者は、「当時は試用期間があった。」と供述している。一方、事業主交代後の同年10月から同社で給与計算及び社会保険関係の手続を担当していた元事務員は、「申立人については記憶に無いが、従業員は入社に併せてすべて社会保険に加入していた。」と証言していることから、少なくとも

も、事業主が交代した30年10月以降は、入社に併せて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点もみられないなど、申立人が申立期間①に同社において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、D郡にあったB店で勤務していたとしているが、同店については、A社の前事業主（昭和30年7月退任）が店主を務めていたとの証言があるほか、当該期間当時、同社で社会保険関係の手続を担当していた元事務員や、現在、同社の後継会社であるG社に勤務する者は、「D郡にはA社が経営する店はなかった。」と証言している。

これらのことから、申立人が勤務していたとするB店は、A社が経営していた店ではなかったものと推認できる上、社会保険庁の記録において、上記の店主の被保険者記録も確認できないため、同店は厚生年金保険の適用事業所ではなかったものとみられる。

また、申立人が記憶している当時の複数の元同僚についても、A社における厚生年金保険被保険者記録を確認することができず、申立期間②当時の申立人の勤務状況が明らかではない。

- 3 申立期間③については、申立人がE社を退職後に就職したF社から提出された職歴証明書によると、申立人のE社の退職年月日が昭和39年9月1日と記載されていることが確認できる上、同社の元事業主は、「申立人のことは覚えていないが、当時、事務は5～6人でしており、いい加減な事務処理はしていないと思う。」と証言しているなど、勤務状況が確認できない。

また、申立期間③当時、E社において事務責任者であった元従業員は既に死亡しており、当時の状況について確認することができない。

さらに、申立期間③にE社において厚生年金保険被保険者記録を確認することのできる数人の元従業員は、いずれも、「総務担当者はきちんとしており、自身の退職日と厚生年金保険の資格喪失日に相違は無い。」と証言しており、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 938

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 29 日まで

昭和 16 年 4 月に A 社に入社した。17 年 6 月から厚生年金保険料を給料から天引きされていたことを覚えている。終戦後、会社は解散したが、年金記録では、その際に脱退手当金を受給したとされていることを最近になって知った。脱退手当金の請求や受給の覚えは無いので、詳しく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿は、管轄社会保険事務所に於いて保管されていないものの、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳によると、申立期間に係る申立人の脱退手当金については、被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 21 年 11 月 11 日に支給決定された旨の記載が確認できるところ、支給決定の当時、被保険者期間が 3 年以上の場合は、被保険者資格喪失後 1 年を経過して支給するとの支給要件が設けられており、申立人の脱退手当金に係る被保険者期間は 38 か月であるため、当該要件を満たした上で支給されたものであると推認される。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に特段の不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月3日から20年8月29日まで

私は申立期間において、A社に勤務していた。この期間について脱退手当金を受給したとされているが、その覚えは無い。以前、社会保険庁に電話で確認したが、一時金精算済みとの回答だった。その後、1歳下の当時の同僚二人に確認したところ、その二人については精算されておらず、その期間が年金に反映していた。私も精算した覚えは無いので、詳しく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿は、管轄社会保険事務所に於いて保管されていないものの、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者台帳によると、申立期間に係る申立人の脱退手当金については、被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和21年3月12日に支給決定された旨の記載が確認できるところ、支給決定の当時、正規の脱退手当金の申請要件は、被保険者期間が3年以上、資格喪失後1年以上経過後に申請とされていたが、被保険者期間が6か月以上3年未満であっても、資格喪失後1年以上の待機期間を要しないという特別規定で脱退手当金の支給が可能となる場合もあり、申立人の脱退手当金に係る被保険者期間は28か月であるため、当該規定により支給されたものと推認される。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に特段の不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 3 日から 44 年 8 月 1 日まで  
脱退手当金のことは 60 歳になり社会保険事務所へ年金の手続に行った時に初めて知りました。それまで、脱退の言葉も知りませんでしたから、そのようなお金を受け取っているはずがありません。まじめに働いてきた私の 10 年分の厚生年金保険を受給できるよう、詳しい調査の程、何卒宜しくお願い致します。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所である A 社の被保険者名簿で確認できた、当該事業所を最終事業所として被保険者資格を喪失した女性で、脱退手当金の受給要件を満たしている者は申立人を含め 22 人であり、このうち 20 人が脱退手当金を受給している。また、20 人中 16 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されており、さらに、連絡先が把握できた昭和 45 年の資格喪失者一人に聴取したところ、退職時に会社から退職金と一緒に厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書を受け取ったと証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、「XX、昭和 45 年 2 月 9 日、脱退」との表示が確認できることを踏まえると、脱退手当金が支給されていないものとは認め難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 45 年 2 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 1 日から 40 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間当時、A社で働いていたが、その間の厚生年金保険の加入記録がありません。当時同社で働いていた同僚と今もたまには会っています。同僚には同社での厚生年金保険加入記録があるのに私には無いので、調査してください。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月 3 日から 40 年 11 月 1 日までの期間について、A社に勤務していたことが確認できるものの、元事業主及び労務管理を担当していた元事業主の弟はいずれも既に死亡しており、当時の勤務状況等を確認できない。

また、申立人より 8 歳年上で、申立人と同様に業務を担当していた元従業員は、「申立人より早く A社に入社していたが、厚生年金保険に加入したのは昭和 42 年 2 月 1 日である。賃金の手取額が多い方が良いので、入社してから同日までは国民健康保険に加入しており、厚生年金保険には加入していなかった。厚生年金保険に加入していない時には保険料を給与から引かれていなかった。」と証言している上、申立期間当時、同社で事務を担当していた元従業員は、若い中途採用者及びアルバイトには 3 か月の試用期間があり、試用期間経過後も、社会保険の加入を望まない者については、個人的な事情も考慮して加入の手続をとらなかったと証言している。

さらに、複数の元同僚に聞き取りを行ったところ、申立期間当時、A社に就職する者の多くは、出身校の推薦による集団就職者で、試用期間も無く厚生年金保険に加入していたが、業務を担当する若い中途採用者の中には仕事が続かない人もいたため、試用期間があったと証言しており、複数の元同僚が業務の

担当者として記憶する3人（申立人を除く。）についても、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿にその氏名を確認できないことから、同社では、社員を一律には厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 12 日から 3 年 1 月 21 日まで

私は、平成元年 10 月に A 社（現在は、B 社）にパートとして入社し、13 年 4 月 1 日に退職するまで継続して勤務しており、準社員となった 2 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 10 月に A 社にパートとして入社し、2 年 4 月 1 日から準社員として厚生年金保険に加入したとしており、申立人は、申立期間当時における同社の勤務状況等を具体的に記憶している上、複数の元同僚によると、「申立人は、申立期間においても継続して勤務していた。」と証言しており、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人は、平成 2 年 4 月 1 日に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同月 12 日に同資格を喪失した後、3 年 1 月 21 日に同社で同資格を再取得したことが確認できる上、その被保険者資格の得喪に係る処理手続はその都度行われており、記録に不自然な点は見られない。

また、B 社によると、申立期間当時の書類が残っていないため、短期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得及び喪失している理由については不明であるとしている。

さらに、申立人は、A 社において厚生年金保険に加入する際、申立人の夫に、夫の被扶養者から外れる旨を伝えたと主張しているが、申立期間当時、申立人の夫が勤務していた C 社によると、「弊社が保管する社会保険台帳において、

申立人は、昭和 62 年 12 月 1 日から平成 3 年 1 月 1 日までの期間において、申立人の夫の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。」としており、申立人の主張と相違する上、社会保険庁の記録では、申立人は夫の健康保険の被扶養者から削除された同年 1 月に厚生年金保険の被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 23 日から 58 年 3 月 31 日まで

A社に勤務していた昭和48年1月23日から58年3月31日までの年金記録がありません。雇用保険の記録が出てきて勤務期間が特定できました。調査してください。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社（現在は、B社）における雇用保険の記録を見ると、申立人は昭和48年1月23日に雇用保険被保険者資格を取得し、58年3月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の申立人に係る厚生年金保険被保険者記録を見ると、申立期間のうち、昭和53年7月10日から同年11月1日まではC社において、54年10月26日から56年7月26日まではD社において、それぞれ申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該期間においては、雇用保険の記録も確認でき、申立人も「勤務時期は不明だが、確かに勤務していた。A社と掛け持ちではなかった。」と述べており、申立期間を通じて申立てに係る事業所で勤務実態があったとは考え難い。

また、B社は、「当時の事業主は死亡しており、当時の人事記録、名簿等は残っていない。」と回答している上、元同僚の一人は、「保険料節約のために社会保険に加入しない者もいた。」と証言しており、申立人の在籍を証言した元同僚も、申立人の申立期間における勤務状況については記憶しておらず、ほかに申立人が申立期間にA社において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、申立人と当時の元従業員3人は、A社の労働者数について、およそ20人であったと証言しているが、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生

年金保険被保険者名簿における厚生年金保険被保険者数は、最大時で15人と認められ、申立期間当時、従業員の中に厚生年金保険に加入していなかった者が複数いたことがうかがえる上、同被保険者名簿を見ても、申立期間当時の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 944

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 20 日から 33 年 4 月 13 日まで

私は、昭和 28 年 5 月 20 日に、A 県の中学校から集団就職で、B 社に入社したが、在職中に病に倒れて手術をし、33 年 4 月 13 日に退職して A 県の実家に戻った。

60 歳になって社会保険事務所で年金の裁定請求を行った際、B 社で勤務していた期間に係る脱退手当金が支給されているので厚生年金の受給資格がないと説明された。しかし、私は、B 社を退職した時には脱退手当金という制度を知らなかったし、手術を受けてからは会社には行っておらず、支給日とされている日には A 県の実家に戻っていたので、脱退手当金を受け取ることはできなかったはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理する申立てに係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後 3 年以内に当該事業所を退職し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていた女性 14 人（申立人を除く。）について調査したところ、12 人に脱退手当金の支給記録が確認できる。これら 12 人は、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月以内に支給決定されており、申立人も、資格喪失日から約 3 か月後に支給決定されている上、12 人の中には、「脱退手当金の受給手続は事業所が行い、A 県に戻ってから受け取った。」と証言している者がいるほか、当該事業所の当時の事務担当者も脱退手当金の代理請求を行っていたことを認めている。これらのことを踏まえると、申立人の脱退手当金については、事業主により代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「脱退手当金」のゴム印が押

されており、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年7月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認め、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 20 日から 38 年 7 月 30 日まで  
平成 10 年に 60 歳になったため、社会保険事務所へ年金の手続に行ったところ、申立期間について、脱退手当金を受給していると伝えられた。当時、退職時に会社から脱退手当金の説明など受けた憶えは無く、手続をした記憶も無いため、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社B工場の被保険者名簿で確認できた、申立人の被保険者資格喪失日前後4年以内に同資格を喪失した女性のうち、当該事業所を最終事業所として脱退手当金の受給要件を満たしている者は申立人を含め19人であり、このうち18人が脱退手当金を受給している。また、18人中12人が3か月以内で支給決定がなされており、さらに、連絡先が把握できた一人に聴取したところ、事業所から脱退手当金をもらったと証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年10月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 31 年 3 月まで

私は、高校を卒業して、申立期間に、A社に入社して、厚生年金保険に加入したはずなので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

詳細な申立内容及び元同僚一人の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「台風等の被害を受け、事業所も2回移転しており、当時の人事記録等は保管しておらず、申立人に係る状況や当時の状況等は不明である。」としている上、申立期間に同社に在籍した元同僚4人から当時の状況を聴取した結果、そのうち3人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人を記憶している一人も、「申立人がどのくらいの期間在籍したかは覚えていない。」と証言していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険への加入の有無について確認することができない。

また、申立人がA社で一緒に仕事をしたとする元同僚一人は、「私は、昭和27年3月に高校を卒業し、同年4月から同社で勤務した。」と証言しているものの、当該元同僚が同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は28年8月11日であることが確認でき、他の元同僚一人は、「30年3月ごろ入社したが、同年10月ごろ厚生年金保険に加入した。」と証言していることから、同社においては、入社してからしばらくの期間、厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は記載されていない上、整理番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 947

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年7月28日から24年6月14日まで  
昭和22年9月1日付けでA社に入社し、24年6月14日に退職したのですが、この間、勤務場所は変わらないのに、年金記録では23年6月14日付けで同社B工場に異動した後、同年7月28日に退職したことになっているのは納得できないので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年9月1日にA社（C工場）に入社し、同社D事務所に配属され、転勤や配置替えが一度も無いまま、24年6月14日に退職したとしているが、同社では、「申立人に関する帳票類は法定保管期限を上回る期間が既に経過しており、在籍の有無にかかわらず残存していない。」としている。

また、申立人は、自分のほかに当該D事務所で勤務していた者は、男性の上司一人だけであったとしているものの、当該元上司の氏名を記憶していない上、同事務所が保管する資料等によっても当該元上司を特定することができないため、申立人の申立期間における勤務状況を確認することができない。

さらに、申立人と同時期にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得している3人の元従業員のうちの一人は、「申立人と思われる女性がD事務所で在勤していたことを記憶しているが、その女性の氏名や、いつまで勤めて退職したかについては記憶していない。」と証言しており、残る二人は、「D事務所に行ったこともなく、申立人のことも知らない。」としていることから、申立人の申立期間における勤務状況が明らかでない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年6月1日から22年4月1日まで  
② 昭和23年3月10日から同年12月31日まで

ねんきん特別便で申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していた。昭和21年、当時A社（後にB社に社名変更）の副社長をしていた叔父の紹介で同社に入社し、同年6月1日から23年12月31日まで継続して勤めていたので、申立期間の被保険者記録が抜けているのはおかしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社については、昭和20年1月1日に厚生年金保険の新規適用を受けているものの、法人登記が確認できないなど、会社の設立及び廃業等の経緯が明らかでない上、元同僚等の多くは既に死亡しているか連絡先が不明であるために証言を得ることができず、申立人の申立期間当時の記憶も明確でないため、申立人の申立期間における勤務状況が不明である。

また、申立人がA社に入社する際に紹介役となったその叔父については、同社においての厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、社会保険事務所が保管する事業所台帳により、同社（昭和22年3月にB社に社名変更）は、申立期間②の途中である23年11月1日に全喪していることが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は記載されていない上、当該名簿の健康保険番号には欠番が無く、記録に不自然さはみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 25 日から同年 7 月 31 日まで

昭和 40 年 4 月 25 日に転勤になったが、勤務手当や通勤交通費が支給される等、標準報酬が下がることは無いと記憶している。39 年 8 月 1 日の標準報酬が 3 万 6,000 円、40 年 4 月 25 日が 3 万円、同年 8 月 1 日が 4 万 5,000 円と、同年 4 月 25 日の 3 万円が低額すぎる。申立期間の標準報酬月額がおかしいので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場から提出された申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に記載されている申立人の申立期間当時の標準報酬月額は、社会保険庁のオンラインに記録されている標準報酬月額と一致する。

また、A社B工場は、当時の賃金規定に係る資料は保存していないとしているものの、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の標準報酬月額は、元同僚の標準報酬月額とほぼ同額である上、申立人と同様に、同社C工場から同社B工場に転勤したことが確認できる複数の元同僚の標準報酬月額についても、同社B工場において同被保険者資格の再取得時には標準報酬月額が下がっており、その後の随時改定及び定時決定により標準報酬月額が上がっていることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、A社B工場において厚生年金保険被保険者の資格を昭和40年4月25日に取得した4か月後の同年8月に変更されていることが確認できることから、同社B工場での資格取得時における標準報酬月額は残業代等、一部手当を除いた基本的給与額で届け出され、

その後、改定された賃金が同年5月から支給されたことに伴い、残業代及びB工場に付与される勤務地手当、交通費等を含んだ給与総額で標準報酬月額変更がなされたことがうかがえる。

加えて、申立人に係る申立期間当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 1 日から 16 年 8 月 1 日まで

平成 14 年 3 月 1 日、A社に入社し、18 年 5 月 31 日まで勤務した。その間、厚生年金保険に加入していたはずなのに、社会保険事務所の記録では、16 年 8 月 1 日に資格取得、18 年 6 月 1 日に資格喪失となっている。納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が保管する労働者名簿により、申立期間において申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する申立人に係る給与支払明細書及び給料計算書を見ると、申立期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、「平成 14 年 3 月 1 日に申立人をアルバイトとして雇い入れたが、17 年 2 月ごろ、社会保険事務所の調査を受け、さかのぼって申立人を厚生年金保険に加入させるよう指導された。したがって、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は 16 年 8 月 1 日で正しい。」と回答している。

さらに、当該事業所が保管する申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、申立人の資格取得日は平成 16 年 8 月 1 日となっている上、社会保険事務所の 17 年 2 月 18 日付けの受付印が押されていることが確認できる。

加えて、申立人は、平成 14 年 1 月から 16 年 7 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほ

かに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 4 日から 36 年 7 月 8 日まで  
② 昭和 36 年 9 月ごろから 41 年 12 月ごろまで

私は、昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 22 日までの間、継続して A 社に勤務していたが、35 年 11 月 4 日から 36 年 7 月 8 日までの期間の厚生年金保険被保険者期間が無いことに納得できない。

また、昭和 36 年 9 月ごろから 41 年 12 月ごろまでの間、B 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間がすべて無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 22 日までの間、A 社に継続して勤務していたとしているところ、申立人が記憶する元同僚によると、「申立人が同社において勤務していたことは記憶しているが、申立期間について継続して同社に勤務していたかどうかについては分からない。」としている。

また、申立人は、当該元同僚以外の元同僚の名前を記憶していないため、申立期間①に A 社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員 7 人から聞き取りを行ったが、一人は、「申立人が同社に勤務していたと記憶しているが、勤務期間は分からない。」とし、そのほかの 6 人は、「申立人を記憶していない。」としており、申立人が申立期間①に継続して勤務していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和 35 年 11 月 4 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険証を返納していることが確認でき、申立人が 36 年 7 月 8 日に同社において同資格を再取得した際には、35 年 4 月 1 日に同資

格を取得した際の厚生年金保険記号番号とは異なる記号番号により取得していることが確認できる。

加えて、申立期間①において申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見られない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和36年9月ごろから41年12月ごろまでの間、B社に継続して勤務していたとしているところ、申立人が記憶する元同僚によると、「申立人が同社において勤務していたことは記憶しており、勤務期間については、申立人は私より後に入社し、先に退職したと記憶している。」としており、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、当該元同僚のB社に係る厚生年金保険の加入期間は昭和36年11月1日から38年10月1日までの期間となっていることが確認でき、申立人が申立期間②の一部期間において同社に勤務していたことはうかがえるが、勤務期間を特定することができない。

また、B社によると、人事記録等は昭和46年以降のものしか残っておらず、申立期間②当時の状況が不明であるとしている上、当時の事業主は既に亡くなっており、当時の事業主の妻も高齢のため当時の状況について聞き取りを行うことができない。

さらに、申立期間②当時、B社において被保険者資格を有する複数の元従業員から聴取したものの、申立人の勤務状況や当該事業所に係る厚生年金保険の加入状況等については不明であるとしている。

加えて、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和36年9月1日から41年12月1日までの期間に同社において被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 21 日から同年 9 月 30 日まで  
② 昭和 55 年 2 月 4 日から同年 3 月 31 日まで  
③ 昭和 59 年 2 月 25 日から 60 年 7 月 6 日まで  
④ 昭和 60 年 7 月 7 日から 62 年 1 月 31 日まで

申立期間①については、A社に勤務していた。申立期間②については、B社の厚生年金保険の被保険者期間が昭和55年4月1日からになっているが、雇用保険の記録からみて、同年2月4日から期間が始まるはずである。申立期間③については、C社における雇用保険の記録があり、申立期間④については、D社に勤めていた。C社の時も、D社の時も、会社の経費で海外出張していたことは、出入国記録からも分かるはずだし、子供の小学校に健康保険証のコピーも提出していたので、すべての申立期間について厚生年金保険に加入していたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に勤務していたとする元同僚が、「申立人と二人で勤務していたが、申立人はごく短期間で退職した。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当該元同僚は申立人の勤務期間までは覚えていないため、申立人の同社における勤務期間を特定することができない。

また、法人登記簿謄本によれば、A社は昭和48年5月14日に設立されていることが確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは55年9月1日であり、申立期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする事実は確認できない。

さらに、A社の申立期間当時の事業主（故人）は、別会社（E社）におい

て厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できるが、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

加えて、上記の元同僚も、申立期間より後の昭和50年10月1日からE社において厚生年金保険被保険者となっている上、申立期間当時の自身の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうか覚えていないとしている。

- 2 申立期間②については、雇用保険の記録によれば、申立人のB社に係る雇用保険被保険者資格取得日は昭和55年2月4日であることが確認できるが、社会保険事務所が保管する、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得日が同年4月1日となっていることが確認できる。

このことについて、申立期間当時のB社の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、証言を得ることはできないものの、申立期間時代に勤務していた同社の元社員は、「当時はアルバイトも多かった。最初から正社員の者もいたが、アルバイトから正社員になる者もいた。アルバイトでも入社後2、3か月たったら、社会保険に加入した。」と証言しており、別の元社員は、「自身の厚生年金保険の資格取得日は入社日の1か月後である。」と証言していることから、同社では、当時、社員の入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、別の元社員は、「入社日ははっきり覚えていないが、月の半ばに入社し、翌月1日付けで厚生年金保険に加入した。加入する前の給料から保険料は控除されていなかった。」と証言していることから、厚生年金保険の加入手続をする前の申立人の給与から保険料が控除されていたとは考え難い。

- 3 申立期間③については、雇用保険の記録によれば、申立人のC社に係る雇用保険被保険者資格は、昭和59年2月25日から60年7月6日までであることから、当該期間に申立人が同社で勤務していたことは確認できるが、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、C社の元事業主は既に死亡しており、その妻（当時、取締役）は病気のため証言を得られないものの、当該元事業主の長男は、「同社の従業員は2、3人であり、厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給料から保険料を控除するはずはない。」としている。

- 4 申立期間④については、元事業主の証言から、申立人がD社に勤務していたことは推認できるが、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、D社の元事業主は、申立期間当時、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、「申立人は1年くらい働いていた。同社は厚生年金保険に加入しなかったため、従業員の給与から保険料を控除しなかった。」と証言している。

5 このほか、申立人がすべての申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から29年1月1日まで  
昭和27年5月1日から28年12月31日までA社に勤務したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。納得できないので、調査の上、被保険者期間であることの確認を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

詳細な申立内容により、申立人が申立期間において、A社（現在は、B社）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和37年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社は、A社が昭和37年2月10日に社会保険事務所において手続きを行い、同年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となった当時の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を提出しており、同社の現在の総務担当者は、「当社は、37年に社会保険に加入したと思われ、それ以前の資料は無い。同年に社会保険に加入した者から現在まで通し番号で記載されており、申立人の氏名は見当たらない。また、27年当時に在籍していた者も現在おらず、詳細等も不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月1日から同年12月31日まで

私は、昭和50年10月から、A社に勤務し、販売を行っていた。社会保険庁から届いた書面には、50年10月及び同年11月の厚生年金保険の加入期間が漏れているので記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役及び申立人と一緒に営業活動をしていたとする同業他社の元従業員の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社については、商業登記簿により、昭和50年9月1日に設立していることが確認できるものの、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、申立人が記入した業務日誌を見ると、申立期間内の昭和50年10月27日に「各種社会保険の加入を依頼する。」との記事があることから、この時点において、申立人は社会保険に加入していないことがうかがわれる。

さらに、申立人は、給与から2万円ほどの社会保険料を控除されていたとしているが、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。